

被扶養者資格自己点検チャート

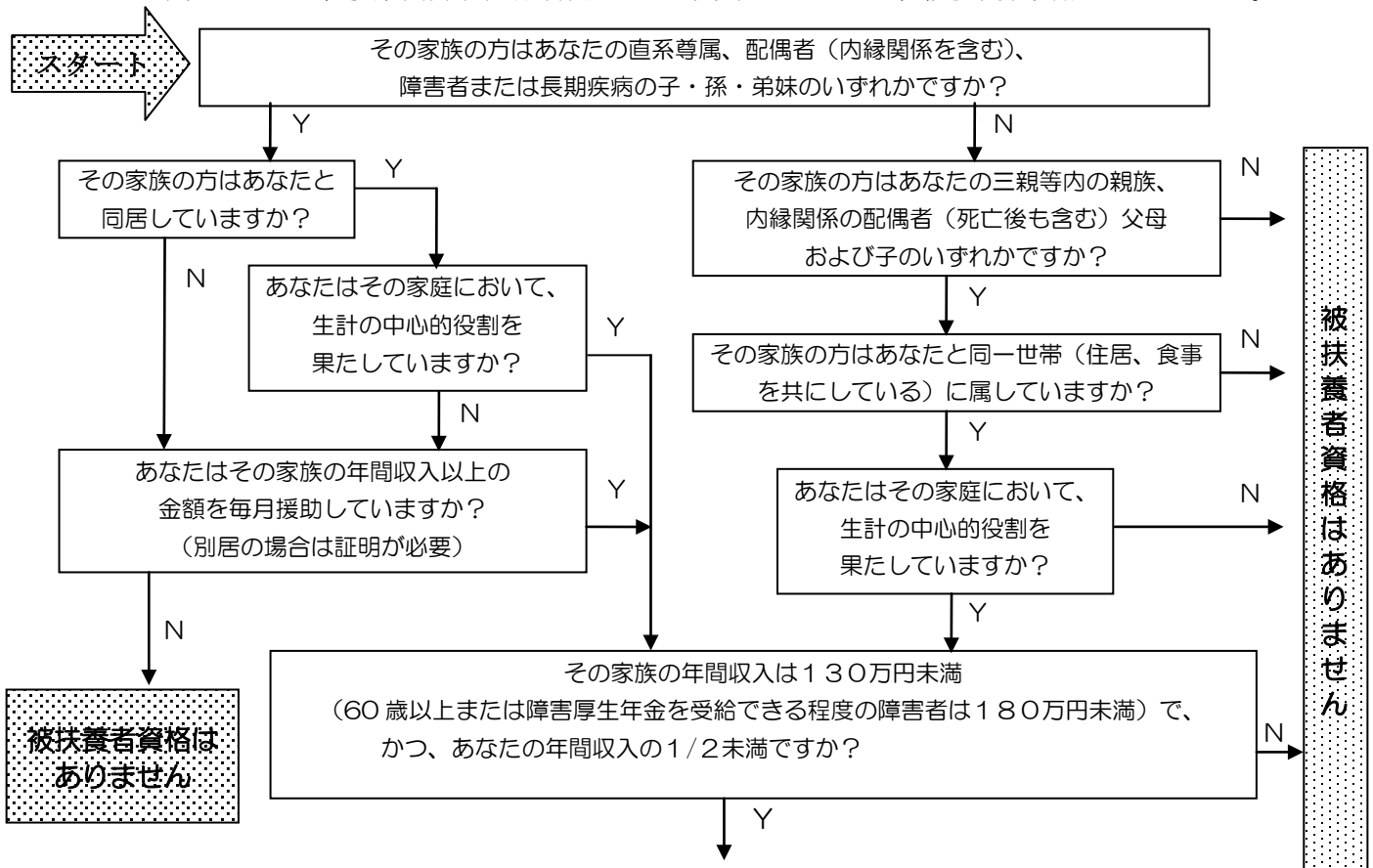
ご家族の「被扶養者（異動）届」を出す前に、
被扶養者資格があるかどうかチェックしてください。

「被扶養者資格自己点検チャート」について

被扶養者資格の判定を健康保険組合がスムーズに行うには、年収や家計の状況などを最もよく知っているあなた（被保険者）とその家族の方に、健康保険の被扶養者資格について正しく理解していただくことが必要です。

「被扶養者資格自己点検チャート」で被扶養者資格をチェックするうちに、被扶養者認定の仕組みや考え方を自然に学ぶことができます。このチャートの結果、「被扶養者資格はありません」と判定された家族の方は「被扶養者（異動）届」は提出しないでください。またすでに被扶養者の資格のある家族の方も時々チェックし、「被扶養者資格がありません」との判定が出たら、「被扶養者（異動）届」に被扶養者資格が喪失したことを記載し、「健康保険被保険者証」を添え、速やかに事業主を経由して健保組合へ提出してください。（任意継続被保険者は、直接、健保組合に提出してください。）

- * 一時的に生計を維持される方は被扶養者資格がありません。
- * 75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用対象者となるため、被扶養者資格はありません。



被扶養者の審査の対象となりますので、申請手続きを行ってください。

被扶養者の認定は、認定対象者の収入、生活実態、申請するに至った事情、被保険者の経済的扶養者能力、被保険者により「継続的に主として生計維持されているか」などを総合的に審査し、かつ、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合に、被扶養者として認定されます。